

○総務省告示 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六第一項第二号、第二項第六号及び第三項第六号並びに別表第三号17（1）の規定に基づき、携帯無線通信の中継を行う無線局の送信装置の技術的条件を次のとおり定める。

平成 年 月 日

総務大臣 片山 善博

一 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

1 陸上移動中継局の送信装置

- (1) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行う陸上移動中継局の無線設備に係るもの（送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。）
 - ア 送信する電波の周波数が八六〇MHzを超え八九五MHz以下のもの

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）以下の値

一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値

注 一、〇〇〇MHz未満の周波数において表に定める値を満たさないものは、一、〇〇〇MHz未満の周波数の任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)三デシベル以下の値であること。

イ 送信する電波の周波数が一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下のもの

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)
一五〇kHz以上三〇MHz未	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一)以下の値

(2)

基地局と通信を行う陸上移動中継局の無線設備に係るもの（送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。）

ア 送信する電波の周波数が八一五MHzを超え八五〇MHz以下のもの

満	以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下
一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満（一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下を除く。）	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下
一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）四一デシベル以下
周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル（

周波数	不要発射の強度の許容値	一五〇kHz以上三〇MHz未満 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満（八一五MHzを超え八五〇MHz以下及び八八五MHzを超え九五八MHz以下） 八一五MHzを超え八五〇MHz以下及び八八五MHzを 超え九五八MHz以下 一、〇〇〇MHz以上一二七五GHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一六デシベル以下の値 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）一六デシベル以下の値	一五〇kHz以上三〇MHz未満 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満（八一五MHzを超え八五〇MHz以下及び八八五MHzを超え九五八MHz以下） 八一五MHzを超え八五〇MHz以下及び八八五MHzを 超え九五八MHz以下 一、〇〇〇MHz以上一二七五GHz未満	一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。 以下の値 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル以下の値 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）二六デシベル以下の値
-----	-------------	---	--	---	--

注 表に定める値を満たさないものは、次表に掲げる値を満たすものであること。

イ

MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下のもの

<p>八一五MHzを超え八五〇MHz以下及び八八五MHzを超え九五八MHz以下</p>	<p>任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一六デシベル以下</p>
<p>八一五MHz以下、八五〇MHzを超え八八五MHz以下及び九五八MHzを超え一、〇〇〇MHz未満</p>	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一六デシベル以下の値</p>
<p>一、〇〇〇MHz以上 一二・七五GHz未満</p>	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一六デシベル以下の値</p>
<p>周波数</p>	<p>不要発射の強度の許容値</p>
<p>九kHz以上一五〇kHz未満</p>	<p>任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。) 以下の値</p>

2 陸上移動局の送信装置

<p>一五〇kHz以上三〇MHz未 満</p>	<p>任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル以下の値</p>
<p>三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満</p>	<p>任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル以下の値</p>
<p>一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満(一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下を除く)</p>	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル以下の値</p>
<p>一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下</p>	<p>任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル以下の値</p>

(1) 陸上移動局対向器に係るもの(送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。)

ア 送信する電波の周波数が八六〇MHzを超え八九五MHz以下のもの

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。) ～以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル 以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル 以下の値
一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル 以下の値

注 一、〇〇〇MHz未満の周波数において表に定める値を満たさないものは、一、〇〇〇MHz未満の周波数の任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)三デシベル以下の値であること。

イ 送信する電波の周波数が一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下のもの

周波数	不要発射の強度の許容値
-----	-------------

(2)

<p>九 kHz 以上一五〇 kHz 未満</p>	<p>任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)</p> <p>～以下の値</p>
<p>一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満</p>	<p>任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル</p> <p>以下の値</p>
<p>三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満</p>	<p>任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル</p> <p>以下の値</p>
<p>一、〇〇〇 MHz 以上一二・七五 GHz 未満 (一、八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下を除く)</p>	<p>任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル</p> <p>以下の値</p>
<p>一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下</p>	<p>任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五一デシベル</p> <p>以下の値</p>

基地局対向器に係るもの (送信周波数帯域の端から一〇 MHz 以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下の周波数帯にあつては、この限りで

ない。）

ア 送信する電波の周波数が八一五MHzを超え八五〇MHz以下のもの

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満（八一五MHzを超え八五〇MHz以下及び八五MHzを超え九五八MHz以下を除く。）	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）二六デシベル以下の値
八一五MHzを超え八五〇MHz以下及び八八五MHzを超え九五八MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一六デシベル以下の値

一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一六デシベル以下の値
---------------------	-----------------------------------

注 表に定める値を満たさないものは、次表に掲げる値を満たすものであること。

周波数	不要発射の強度の許容値
八一五MHzを超え八五〇MHz以下及び八八五MHzを超え九五八MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一六デシベル以下の値
八一五MHz以下、八五〇MHzを超え八八五MHz以下及び九五八MHzを超え一、〇〇〇MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一六デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一六デシベル以下の値

イ 送信する電波の周波数が一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四九・九

MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下のもの

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満(一、八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下を除く)	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル以下の値
一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五一デシベル以下の値

二 隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。ただし、送信周波数帯域内については規定しない。

1 陸上移動中継局の送信装置

(1) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行う陸上移動中継局の無線設備に係るもの

ア 送信する電波の周波数が八六〇MHzを超え八九五MHz以下のもの

送信周波数帯域の端から二・五MHz及び七・五MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四四・二デシベル低い値又は三・八四MHzの帯域幅における平均電力が二・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値

イ 送信する電波の周波数が一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下のもの

送信周波数帯域の端から二・五MHz及び七・五MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四四・二デシベル低い値又は三・八四MHzの帯域幅における平均電力が（一）七・二デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値

(2) 基地局と通信を行う陸上移動中継局の無線設備に係るもの

ア 送信する電波の周波数が八一五MHzを超え八五〇MHz以下のもの

(ア) 送信周波数帯域の端から二・五MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三二・二デシベル低い値又は八一五MHzを超え八五〇MHz以下及び八八五MHzを超え九五八MHz以下の任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一六デシベル以下の値、かつ、八一五MHz以下、八五〇MHzを超え八八五MHz以下及び九五八MHzを超える任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一六デシベル以下の値

(イ) 送信周波数帯域の端から七・五MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三五・二デシベル低い値又は八一五MHzを超え八五〇MHz以下及び八八五MHzを超え九五八MHz以下の任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一六デシベル以下の値、かつ、八一五MHz以下、八五〇MHzを超え八八五MHz以下及び九五八MHzを超える任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一六デシベル以下の値

イ 送信する電波の周波数が一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下又は一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下のもの

(ア) 送信周波数帯域の端から二・五MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三二・二デシベル低い値又は三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

(イ) 送信周波数帯域の端から七・五MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅

における平均電力が空中線電力より三五・二デシベル低い値又は三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

ウ 送信する電波の周波数が一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下のもの

(ア) 送信周波数帯域の端から二・五MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三二・二デシベル低い値又は三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(一)七・二デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

(イ) 送信周波数帯域の端から七・五MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三五・二デシベル低い値又は三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(一)二四・二デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

2 陸上移動局の送信装置

(1) 陸上移動局対向器に係るもの

ア 送信する電波の周波数が八六〇MHzを超え八九五MHz以下のもの

送信周波数帯域の端から二・五MHz及び七・五MHz離れた周波数を中心周波数とする一MHzの帯域幅における平均電力が(一)三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

イ 送信する電波の周波数が一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八四四・九

MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下のもの

送信周波数帯域の端から二・五MHz及び七・五MHz離れた周波数を中心周波数とする一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

(2) 基地局対向器に係るもの

ア 送信する電波の周波数が八一五MHzを超え八五〇MHz以下のもの

(ア) 送信周波数帯域の端から二・五MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三二・二デシベル低い値又は八一五MHzを超え八五〇MHz以下及び八八五MHzを超え九五八MHz以下の任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一六デシベル以下の値、かつ、八一五MHz以下、八五〇MHzを超え八八五MHz以下及び九五八MHzを超える任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一六デシベル以下の値

(イ) 送信周波数帯域の端から七・五MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三五・二デシベル低い値又は八一五MHzを超え八五〇MHz以下及び八八五MHzを超え九五八MHz以下の任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一六デシベル以下の値、かつ、八一五MHz以下、八五〇MHzを超え八八五MHz以下及び九五八MHzを超える任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)一六デシベル以下の値

イ 送信する電波の周波数が一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下又は一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下のもの

(ア) 送信周波数帯域の端から二・五MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三二・二デシベル低い値

(イ) 送信周波数帯域の端から七・五MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三五・二デシベル低い値

ウ 送信する電波の周波数が一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下のもの

(ア) 送信周波数帯域の端から二・五MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三二・二デシベル低い値又は一MHzの帯域幅における平均電力が一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

(イ) 送信周波数帯域の端から七・五MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三五・二デシベル低い値又は一MHzの帯域幅における平均電力が一三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

三 設備規則第四十九条の六第二項第六号の無線設備の増幅度特性は、次のとおりとする。

1 送信周波数帯域の最も高い周波数から五MHz高い周波数及び最も低い周波数から五MHz低い周波数における増幅度が三五デシベル以下であること。

2 送信周波数帯域の最も高い周波数から一〇MHz高い周波数及び最も低い周波数から一〇MHz低い周波数における増幅度が二〇デシベル以下であること。

3 送信周波数帯域の最も高い周波数から四〇MHz高い周波数及び最も低い周波数から四〇MHz低い周波数における増幅度が〇デシベル以下であること。

四 無線設備規則第四十九条の六第三項に規定する条件に適合する無線局の送信装置の技術的条件は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、次に定めるとおりとする。

1 不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) 陸上移動中継局の送信装置

ア 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行う陸上移動中継局の無線設備に係るものもの

周波数	不要発射の強度の許容値
八一〇MHz以下及び八九五MHzを超えるもの	<p>1 空中線電力が二五ワット以下の送信装置 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>2 空中線電力が二五ワットを超え五〇ワット以下の送信装置</p>

<p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二〇ミリワット以下の値かつ空中線電力より六〇デシベル以上低い値</p> <p>3 空中線電力が五〇ワットを超える送信装置</p> <p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が五〇マイクワット以下の値又は空中線電力より七〇デシベル以上低い値</p>	<p>八一〇MHzを超え八六〇MHz以下（八三二MHzを超え八三四MHz以下及び八三八MHzを超え八四六MHz以下を除く。）</p>
<p>1 離調周波数（搬送波の周波数からの差の周波数をいう。以下同じ。）が一、九八〇kHz未満の周波数帯</p> <p>(1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置</p> <p>任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクワット以下の値</p> <p>(2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置</p> <p>任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクワット以下の値かつ空中線電力より六〇デシベル以上低い値</p>	

	<p>八三二MHzを超え八三四MHz以下、八三八MHzを超え八四六MHz以下及び八六〇MHzを超え八九五MHz以下</p>
<p>2 離調周波数が一、九八〇$\frac{1}{2}$以上の周波数帯</p> <p>(1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置</p> <p>任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>(2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置</p> <p>任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値かつ空中線電力より六〇デシベル以上低い値</p>	<p>1 離調周波数が七五〇kHz以上一、九八〇kHz未満の周波数帯</p> <p>任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四五デシベル以上低い値</p> <p>2 離調周波数が一、九八〇kHz以上の周波数帯</p> <p>(1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置</p> <p>任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>(2) 空中線電力が一ワットを超え五〇ワット以下の送信装置</p>

	<p style="text-align: center;">置</p> <p>任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より六〇デシベル以上低い値</p> <p>(3) 空中線電力が五〇ワットを超える送信装置</p> <p>任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が五〇マイクロワット以下の値又は空中線電力より七〇デシベル以上低い値</p>
--	--

注 離調周波数は、搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数とする。

イ 基地局と通信を行う陸上移動中継局の無線設備に係るもの

<p>周波数</p> <p>八八五MHz以下（八一五MHzを超え八五〇MHz以下を除く。）及び九五八MHzを超えるもの</p>	<p style="text-align: center;">不要発射の強度の許容値</p> <p>1 離調周波数が一、九八〇kHz未満の周波数帯</p> <p>(1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置</p> <p>任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>(2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置</p>
---	--

<p>八一五MHzを超え八五〇MHz以下、八八七MHzを超え八八九MHz以下、八九三MHzを超え九〇一MHz以下及び九一五MHzを超え</p>	
<p>1 離調周波数が九〇〇kHz以上一、九八〇kHz未満の周波数帯 任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四二デシベル以上低い値</p> <p>2 離調周波数が一、九八〇kHz以上の周波数帯</p> <p>(1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置</p>	<p>任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が二・五マイクログワット以下の値又は空中線電力より六〇デシベル以上低い値</p> <p>2 離調周波数が一、九八〇kHz以上の周波数帯</p> <p>(1) 空中線電力が二五ワット以下の送信装置 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>(2) 空中線電力が二五ワットを超える送信装置 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二〇ミリワット以下の値かつ空中線電力より六〇デシベル以上低い値</p>

<p>九二五MHz以下</p>	<p>八八五MHzを超え九五八MHz以下（八八七MHzを超え八八九MHz以下、八九三MHzを超え九〇一MHz以下及び九一五MHzを超え九二五MHz以下を除く。</p>
<p>任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>(2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置</p> <p>任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より五四デシベル以上低い値</p>	<p>1 離調周波数が一、九八〇kHz未満の周波数帯</p> <p>(1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置</p> <p>任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>(2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置</p> <p>任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が二・五マイクロワット以下の値又は空中線電力より六〇デシベル以上低い値</p> <p>2 離調周波数が一、九八〇kHz以上の周波数帯</p> <p>(1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置</p> <p>任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値又は空中線電力より六〇デシベル以上低い値</p>

	<p>ロワット以下の値</p> <p>(2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置</p> <p>任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二・五マイク クワット以下の値又は空中線電力より六〇デシベル以上 低い値</p>
--	---

注 離調周波数は、搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数とする。

(2) 陸上移動局の送信装置

ア 陸上移動局対向器に係るもの

周波数	不要発射の強度の許容値
八一〇MHz以下及び八九五MHzを超えるもの（一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下を除く。）	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値
八一〇MHzを超え八六〇	1 離調周波数が一、九八〇kHz未満の周波数帯

<p>MHz以下（八三二MHzを超え八三四MHz以下及び八三八MHzを超え八四六MHz以下を除く。）</p>	<p>任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>2 離調周波数が一、九八〇kHz以上の周波数帯</p> <p>任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p>
<p>八三二MHzを超え八三四MHz以下、八三八MHzを超え八四六MHz以下及び八六〇MHzを超え八九五MHz以下</p>	<p>1 離調周波数が七五〇kHz以上一、九八〇kHz未満の周波数帯</p> <p>任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四五デシベル以上低い値</p> <p>2 離調周波数が一、九八〇kHz以上の周波数帯</p> <p>任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p>
<p>一、八八四・五MHz以上 一、九一九・六MHz以下</p>	<p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二・五マイクロワット以下の値</p>

注 離調周波数は、搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数とする。

イ 基地局対向器に係るもの

周波数	不要発射の強度の許容値
<p>八八五MHz以下（八一五MHzを超え八五〇MHz以下を除く。）及び九五八MHzを超えるもの（一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下を除く。）</p>	<p>1 離調周波数が一、九八〇kHz未満の周波数帯 任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>2 離調周波数が一、九八〇kHz以上の周波数帯 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p>
<p>八一五MHzを超え八五〇MHz以下、八八七MHzを超え八八九MHz以下、八九三MHzを超え九〇一MHz以下及び九一五MHzを超え九二五MHz以下</p>	<p>1 離調周波数が九〇〇kHz以上一、九八〇kHz未満の周波数帯 任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四二デシベル以上低い値</p> <p>2 離調周波数が一、九八〇kHz以上の周波数帯 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値</p>
<p>八八五MHzを超え九五八</p>	<p>1 離調周波数が一、九八〇kHz未満の周波数帯</p>

2

隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次の表に定めるとおりとする。

装置の区別	周波数	隣接チャネル漏えい電力の許容値
陸上移動局と 通信を行う陸 上移動中継局	八一〇MHzを超え八六〇MHz 以下（八三二MHzを超え八 三四MHz以下及び八三八MHz	1 離調周波数が一・九八MHz未満の周波数帯 (1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の三〇kHzの帯域幅の平均電力が二五マ

注 離調周波数は、搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数とする。

MHz以下（八八七MHzを超え八八九MHz以下、八九三MHzを超え九〇一MHz以下及び九一五MHzを超え九二五MHz以下を除く。）	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値
一、八八四・五MHz以上 一、九一九・六MHz以下	2 離調周波数が一、九八〇kHz以上の周波数帯 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値
	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二・五マイクロワット以下の値

	<p>八三二 MHz を超え八三四 MHz 以下、八三八 MHz を超え八四六 MHz 以下及び八六〇 MHz</p>		<p>の無線設備に係るもの</p>	<p>を超え八四六 MHz 以下を除く。</p>	<p>イクロワット以下の値</p> <p>(2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置 任意の三〇 kHz の帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値かつ空中線電力より六〇デシベル以上低い値</p> <p>2 離調周波数が一・九八 MHz 以上の周波数帯</p> <p>(1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の一〇〇 kHz の帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>(2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置 任意の一〇〇 kHz の帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値かつ空中線電力より六〇デシベル以上低い値</p> <p>1 離調周波数が七五〇 kHz 以上一・九八 MHz 未満の周波数帯 任意の三〇 kHz の帯域幅の平均電力が空中線電</p>
--	---	--	-------------------	--------------------------	---

<p>基地局と通信 を行う陸上移 動中継局の無</p>	<p>八二五 MHz を超え八五〇 MHz 以下、八八七 MHz を超え八 八九 MHz 以下、八九三 MHz を</p>	<p>を超え八九五 MHz 以下</p>
<p>1 離調周波数が九〇〇 kHz 以上一・九八 MHz 未満の 周波数帯 任意の三〇 kHz の帯域幅の平均電力が空中線電</p>	<p>2 力より四五デシベル以上低い値</p> <p>2 離調周波数が一・九八 MHz 以上の周波数帯</p> <p>(1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の一〇〇 kHz の帯域幅の平均電力が二五 マイクロワット以下の値</p> <p>(2) 空中線電力が一ワットを超え五〇ワット以 下の送信装置 任意の一〇〇 kHz の帯域幅の平均電力が空中 線電力より六〇デシベル以上低い値</p> <p>(3) 空中線電力が五〇ワットを超える送信装置 任意の一〇〇 kHz の帯域幅の平均電力が五〇 マイクロワット以下の値又は空中線電力より 七〇デシベル以上低い値</p>	

<p>線設備に係るもの</p>	<p>超え九〇一MHz以下及び九一五MHzを超え九二五MHz以下</p>
<p>八八五MHzを超え九五八MHz以下（八八七MHzを超え八八九MHz以下、八九三MHzを超え九〇一MHz以下及び九一五MHzを超え九二五MHz以下を除く。）</p>	<p>力より四二デシベル以上低い値</p> <p>2 離調周波数が一・九八MHz以上の周波数帯</p> <p>(1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の一〇〇kHzの帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>(2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置 任意の一〇〇kHzの帯域幅の平均電力が空中線電力より五四デシベル以上低い値</p>
<p>1 離調周波数が一・九八MHz未満の周波数帯</p> <p>(1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の三〇kHzの帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>(2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置 任意の三〇kHzの帯域幅の平均電力が二・五マイクロワット以下の値又は空中線電力より六〇デシベル以上低い値</p>	

	<p>陸上移動局対向器に係るもの</p>	
	<p>八一〇MHzを超え八六〇MHz以下（八三二MHzを超え八三四MHz以下及び八三八MHzを超え八四六MHz以下を除く。）</p>	<p>八三二MHzを超え八三四MHz以下、八三八MHzを超え八</p>
<p>2 離調周波数が一・九八MHz以上の周波数帯</p> <p>(1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の一〇〇kHzの帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>(2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置 任意の一〇〇kHzの帯域幅の平均電力が二・五マイクロワット以下の値又は空中線電力より六〇デシベル以上低い値</p>	<p>1 離調周波数が一・九八MHz未満の周波数帯 任意の三〇kHzの帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>2 離調周波数が一・九八MHz以上の周波数帯 任意の一〇〇kHzの帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値</p>	<p>1 離調周波数が七五〇kHz以上一・九八MHz未満の周波数帯</p>

	<p>基地局対向器に係るもの</p>	
<p>四六MHz以下及び八六〇MHzを超え八九五MHz以下</p>	<p>八一五MHzを超え八五〇MHz以下、八八七MHzを超え八八九MHz以下、八九三MHzを超え九〇一MHz以下及び九一五MHzを超え九二五MHz以下</p>	<p>八八五MHzを超え九五八MHz以下（八八七MHzを超え八八九MHz以下、八九三MHzを超え九〇一MHz以下及び九</p>
<p>任意の三〇kHzの帯域幅の平均電力が空中線電力より四五デシベル以上低い値</p> <p>2 離調周波数が一・九八MHz以上の周波数帯 任意の一〇〇kHzの帯域幅の平均電力が二五マイクログワット以下の値</p>	<p>1 離調周波数が九〇〇kHz以上一・九八MHz未満の周波数帯 任意の三〇kHzの帯域幅の平均電力が空中線電力より四二デシベル以上低い値</p> <p>2 離調周波数が一・九八MHz以上の周波数帯 任意の一〇〇kHzの帯域幅の平均電力が二五マイクログワット以下の値</p>	<p>1 離調周波数が一・九八MHz未満の周波数帯 任意の三〇kHzの帯域幅の平均電力が二五マイクログワット以下の値</p> <p>2 離調周波数が一・九八MHz以上の周波数帯</p>

一五MHzを超え九二五MHz以下を除く。)

任意の一〇〇kHzの帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値